

(氏名等の明告)

第3条 当ホテルは、宿泊日に先だつ宿泊の申し込み（以下「宿泊予約の申し込み」という。）をお引き受けした場合には、期限を定めてその宿泊予約の申込者に対して、次の事項の明告を求めることがあります。

1. 宿泊者の氏名、性別、国籍および職業。
2. その他当ホテルが必要と認めた事項。

(予約金)

第4条 当ホテルは、宿泊予約の申し込みをお引き受けした場合には、期限を定めて、宿泊期間（宿泊期間が3日をこえる場合は3日間）の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。

(2) 前項の予約金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

(予約の解除)

第5条 当ホテルは、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部または一部を解除したときは、次に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、団体客の一部について宿泊予約の解除があった場合には、宿泊日の10日前の日（その日より後に当ホテルが宿泊予約の申し込みをお引き受けした場合には、そのお引き受けした日）における宿泊予約人数の10%にあたる人数（端数が出た場合には切り上げる）については、この限りではありません。（この場合団体客とは15名以上の団体を言う。）

1. <一般客>
 - 宿泊日の前日に解除した場合:
宿泊者1人につき宿泊第1日目の宿泊料金の20%
 - 宿泊日当日の16:00までに解除した場合:
宿泊者1人につき宿泊第1日目の宿泊料金の50%
 - 宿泊日当日の16:00以降に解除した場合、または無連絡での不泊の場合:
宿泊者1人につき宿泊第1日目の宿泊料金の100%
2. <団体客>
 - 宿泊日の9日前の日から宿泊日の2日前の日までに解除した場合:
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の10%
 - 宿泊日の前日に解除した場合:
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の20%
 - 宿泊日当日の16:00までに解除した場合:
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の50%
 - 宿泊日当日の16:00以降に解除した場合、または無連絡での不泊の場合:
宿泊者1人につき宿泊第1日目の宿泊料金の100%

(2) 当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後10時（あらかじめ予定到着時刻の明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。

(3) 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共の運輸機関の不着または遅延その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第1項の違約金はいただきません。

第6条 当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

1. 第2条第3号から第7号までに該当することとなったとき。
2. 第3条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。
3. 第4条第1号の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。

(2) 当ホテルは、前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに收受した予約金があれば返還します。

(宿泊の登録)

第7条 宿泊者は、宿泊日当日当ホテルのフロントオフィスにおいて次の事項を当ホテルに登録して下さい。

1. 第3条第1号の事項
2. 外国人にあっては、旅券番号、日本上陸地および上陸年月日
3. 出発日および時刻
4. その他当ホテルが必要と認めた事項

(チェックイン・チェックアウトタイム)

第8条 宿泊者が当ホテルの客室を使用していただく時間は午後4時から翌朝10時までとします。

当ホテルは、前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムをこえて客室の使用に応ずる場合があります。この場合においては、次に掲げるとおり追加料金を申し受けます。

1. 正午まで：室料金の20%
2. 午後3時まで：室料金の40%
3. 午後3時以降：室料金の全額

(営業時間)

第9条 当ホテルの施設の営業時間は、次のとおりとします。

1. ご朝食：午前6:30～午前9:00

(2) 前項の時間は、臨時に変更することがあります。

(料金の支払い)

第10条 料金の支払いは、通貨または当ホテルが認めたクーポン券により、宿泊者の出発の際又は当ホテルが請求したとき、当ホテルのフロントオフィスにおいて行なっていただきます。

(2) 宿泊者が客室の使用を開始したのち、任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

(利用規則の遵守)

第11条 宿泊者は、当ホテル内において、当ホテルが定めて当ホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(宿泊継続の拒絶)

第12条 当ホテルは、お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には宿泊の継続をお断りすることがあります。

1. 第2条第3号から第7号までに該当することとなったとき。
2. 前条の利用規則に従わないとき。

(宿泊の責任)

第13条 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントオフィスにおいて宿泊の登録を行なった時、または客室に入った時のうちいずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するため客室をあけた時に終わります。

(2) 当ホテルの責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一または類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。